

兵庫県指令道街第1031号

明 石 市

令和2年10月19日付け明道整第208号で申請のあった東播都市計画道路事業の事業計画については、都市計画法第59条第1項の規定に基づき、認可します。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

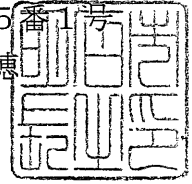


明道整第 208 号
2020年(令和2年)10月19日

都市計画事業認可申請書

兵庫県知事 井戸 敏三 様

申請者 明石市
住 所 明石市中崎1丁目5番
上記代表者 明石市長 泉 房穂



都市計画法第59条第1項の認可を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 施行者の名称
明石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3. 4. 510号 山手環状線
3. 5. 519号 大久保石ヶ谷線



3 事業計画

イ 事業地

(1) 収用の部分

兵庫県明石市大久保町大窪字岡田、字寒田渕、字東浄坊、字明光池、
字小山、字下谷田、字大門、字宮前、字舟橋及び字原ノ前地内

(2) 使用の部分

なし

ロ 設計の概要

(1) (都) 山手環状線

起 点 兵庫県明石市大久保町大窪字寒田渕地内

終 点 兵庫県明石市大久保町大窪字舟橋地内

延 長 708m

幅 員 16m

車線数 2車線

(2) (都) 大久保石ヶ谷線

起 点 兵庫県明石市大久保町大窪字岡田地内

終 点 兵庫県明石市大久保町大窪字寒田渕地内

延 長 225m

幅 員 12m~15m

車線数 2車線

その他別添設計の概要を表示する図書のとおり

ハ 事業施行期間

自 令和 年 月 日

至 令和 9年 3月31日

注) 事業施行開始の日は県公報掲載の日とする。



4 事業認可申請理由書

明石市中部地域では、交通が国道2号に集中し、国道大久保交差点など各所で交通渋滞が発生している。また、渋滞を回避した交通が、歩道が狭い又は歩道がない通学路に流入し、児童が危険な状況となっている。

都市計画道路山手環状線の整備は、国道2号に集中する交通を分散させる効果が期待できる。昭和44年から順次整備を進めており、平成30年度に西工区が完成したことで、当該区間（大窪工区）のみ未整備となっている。

当該区間は、明石市都市計画マスタープラン及び明石市みちビジョンにおいて、幹線道路として整備を進めることを位置付けられており、あかし安全のまちづくり計画（明石市強靱化地域計画）及び道路の整備に関するプログラムにおいて、前期（2019～2023）に事業着手することを位置づけられている。

そのため、当該区間の整備を進め、山手環状線を全線開通させることで、国道2号の渋滞緩和及び安全な通学路の確保を図る。

あわせて、当該区間の東側で交差する都市計画道路大久保石ヶ谷線において、右折車線を設置する交差点改良を行う。

